

第3回宮城県景観審議会

日 時：平成22年9月22日（水）

午前10時

場 所：県庁行政庁舎9階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第2回宮城県景観審議会（現地視察調査）の概要について

3 議 事

（1）平成22年度景観審議会のスケジュールについて

（2）宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）について

（3）景観形成に関する施策・事業について

4 その他

5 閉 会

第3回宮城県景観審議会出席委員

磯田悠子	松島国際観光(株)取締役副社長
伊藤則子	東北大学大学院工学研究科博士後期課程
大村虔一	特定非営利活動法人都市デザインワークス顧問
熊谷盛廣	宮城県議会議員
柴崎徹	東北工業大学工学部環境情報工学科客員教授
西大立目祥子	青空編集室(フリーライター)
平野勝也	東北大学大学院情報科学研究科准教授
森山雅幸	公立大学法人宮城大学食産業学部教授

(以上8名)

1 開 会

○司会（橋本総括） 皆さん、おはようございます。委員の皆様方がお揃いになりましたので、ただいまから、第 3 回宮城県景観審議会を開会いたします。

はじめに、本日の会議の成立要件でございます。条例で定めます定足数 5 に対し、本日、8 名の委員の方々に御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

続いて、本日の会議の公開、非公開の取り扱いでございますが、本日御審議いただきます事項は、宮城県景観審議会運営要領で定めます会議を非公開とする案件に該当しておりませんので、審議はすべて公開とさせていただきます。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の、右肩に資料番号を付した資料でございます。まず資料 1 としまして、「第 2 回宮城県景観審議会の概要について」。A 4 縦とじでございます。続きまして資料 2、「平成 22 年 景観審議会のスケジュールについて」。A 4 横版、1 枚ものでございます。資料 3 - (1) としまして、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）の体系」としまして、A 3 を A 4 縦折りにした資料が 1 枚。同じく資料 3 - (2) としまして「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）《目次と構成案》」。A 4 縦版 1 枚でございます。それから、資料 3 - (3) としまして、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）」。A 4 縦とじの資料でございます。配付資料の最後になりますが、資料 4 としまして、「景観形成に関する施策・事業について」。A 3 横とじを、縦折りで A 4 版にしたものがございます。

続きまして、参考資料でございます。A 4 縦とじのカラーコピーの資料、「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例の概要」、並びに冊子「新・宮城県景観形成指針」をお手元に準備してございます。なお、こちらの「新・宮城県景観形成指針」に関しましては、会議が終了しましたら御返却いただきますよう、お願い申し上げます。

資料の確認はよろしいでしょうか。

先に進めさせていただきたいと思えます。次第 2、「報告」でございます。7 月に開催しました現地調査の概要について、事務局から御報告申し上げます。

○事務局（幕田行政班長） 7 月 23 日に第 2 回審議会ということで、現地視察に行きました。今日、出席されている方も参加されておりますので、概要ということで報告させていただきます。資料 1 を見ていただきたいと思います。7 月 23 日、非常に暑い 1 日でございます。視察場所として、登米市と松島町のほうに行っていました。視察行程は、船に乗っていただきまして、脇谷閘門というところを通って、北上川からの景観を見ていただきました。それから、草飼山という山に登っていただき、そこから町並みを見ていただきました。あとは、堤防を歩いていただきまして、スレート葺きの町並みを見ていただきました。午後からは、松島のほうに行っていました。田町、寺町の街並みを歩いてもらったというのが、視察行程です。

項目5の意見交換では、視察をしていただいたあとで、視察先市町を交えての意見交換をしました。時間は1時間もなかったんですが、その概要を2ページ以下にまとめさせていただいております。

主な意見として、登米市のほうでは「北上川を含んだ景観が必要なのではないか」、また、「スレート葺きの町並みの保存が必要なのではないか」ということでしたが、「継承者がいないという問題もある」という話がありました。

松島のほうでは、「国道45号が町と海を分けてしまっている。今後、国道45号の状況を話し合う必要があるのではないか」という意見がありました。また、「松島は景観形成の現状として、良い面も悪い面もあって、いまの状態にあまり困っていない。それで住民の方は、町を良くしようという意識が低いのではないか」という話がありました。あとは、海がありますので、「港湾地区の景観保全が必要であり、景観計画に入れる必要があるのではないか」という意見がありました。

以上のような内容でした。

○司会（橋本総括） 続きまして、次第3「議事」でございますが、条例の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。大村会長、よろしく願いいたします。

○大村議長 それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、本日の審議会の会議録署名委員の指名をさせていただきます。熊谷委員と柴崎委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。次第に記載してございます3つの審議事項のうち、まず「(1)平成22年度景観審議会のスケジュールについて」を、事務局から御説明願います。

○事務局（幕田行政班長） それでは、資料2について、説明をいたします。

左が、3月の第1回審議会でお示した年間スケジュールです。右が、変更になったスケジュールということです。何が変わったかですけれども、3月の審議会の中で、委員の方から「県内の景観の現状を多く把握する必要があるのではないか」という意見がありました。当初、現地視察を1回の予定にしていたのですけれども、それを2回にしたほうが良いということで、今日は第3回審議会を行っていますが、次回の第4回審議会を以前の12月から11月中旬に前倒しして、現地視察をもう1回行いたいと考えております。

あとは、来年の2月に第5回審議会を開きまして、そこで、本日御審議いただきます基本方針の最終案を提示させていただきまして、年度内に基本方針を策定したいと考えております。

以上です。

○大村議長 ただいまの御説明に、何か御質問はございますか。特にないようでしたら、了承したということでよろしゅうございますか。

[「はい」という声あり]

それでは、1番目の議事につきましては、了承されたということにしたいと思います。

次に、2番目の「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）について」を、事務局のほうから御説明願います。

○事務局（白崎主任主査） 都市計画課企画調査班の白崎と申します。私から「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針（案）について」を、御説明申し上げたいと思います。資料3 - (1), 3 - (2), 3 - (3), この3つの資料を用いて御説明したいと思います。

説明に入る前に、昨年度、平成22年の3月に、第1回景観審議会を開催しまして、そこで、条例に基づく基本方針の考え方ということで、先生方に御議論いただいたところでございます。今回はそこでの議論を踏まえまして、基本方針（案）を作成したというものでございます。

まず、方針作成に当たっての基本的な考え方を御説明したいと思います。先生方のお手元にお配りしております、「新・宮城県景観形成指針」、「新・指針」と呼んでおりますが、これは平成19年に景観形成にかかわるよりどころとして、県で作成したものでございます。今回の基本方針の作成に当たりましては、この「新・指針」の内容を踏襲するということ、一つの大きな考え方としております。

その理由としましては、この「新・指針」の改定自体が、すでに将来的な条例の制定、あるいは、それに基づく基本方針の策定というものを見越した上で御議論いただいたものであること。それから、平成19年から現在まで、まだあまり時間が経っていないこと。そして、宮城県における景観形成に関する基本的な考え方というものも、そんなに大きくは変わっていないということ。それで、この「新・指針」を踏襲する方向でいきたいと思っております。

ただ、内容を踏まえるとは申しましたが、景観形成に関する県の役割というものを少し強調しようと思っております。総合的あるいは広域的な観点からの記述を加えたり、あるいは景観をとらえる視点というのを新たに加えるなどして、部分的には変更を加えて再構成するということを考えております。

また、文章の記述に関しましても、極力読みやすい表現となるように努めてみました。目標としては、中学校2年生、3年生が読んで理解できるような内容・表現というものを目指したつもりでございます。

以上のような考え方に従いまして、基本方針（案）を作成いたしました。

はじめに、資料3 - (2), A4縦1枚の資料を御覧ください。これは基本方針の目次及び構成案をまとめたものでございます。この基本方針は、全部で5つの章で構成しております。表の左の欄が、目次のタイトルでございます。右の欄が、それぞれの内容を概要で示したものでございます。その右の欄の文末に赤い文字で示しておりますのは、これまでの「新・指針」の内容と、今回の基本方針との変更点を表したものです。「新規」とあるのは、基本方針で今回新たに書き起こした事項でございます。そのほか「新・指針」の内容に変更を加えたところは、例えば「項目を追加して再構成」ということで示してございます。

まず第1章は、基本方針の策定までの経緯、それから、基本方針の位置付けというものを示したものでございます。この章は、この基本方針のために、新規に文章化したものでございます。

第2章は、「宮城県の景観の現状と課題」、第3章が、「美しい景観の形成に関する目標」とい

うことで、これは「新・指針」の内容をそのまま踏襲しております。文章表現も「新・指針」の文章をそのまま用いております。

続く第4章、「広域的な景観形成に関する事項」、これも「新・指針」に示しておりました「地域ごとの景観形成の考え方」、あるいは「県土の地域分類」というものに関する記述について、若干新たな視点を加えて再構成いたしました。

最後の第5章が、「美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項」ということで、「新・指針」においては、個別・具体的に施策の内容を記しておりましたが、これを今回の基本方針では、もうちょっと大きく、総括的に整理して、施策展開のための基本的な考え方を示すということで、再構成いたしました。

なお、資料の一番下、欄外に示してございますが、「新・指針」での「県土の景観特性」、「良好な景観形成のための基本ルール」、「地域分類別の景観形成の考え方」、この3つの項目につきましては、比較的具体的な内容であることから、今回、基本方針では触れないことにいたしました。

では、それぞれの具体的な内容について、資料3-(1)と3-(3)に基づいて御説明したいと思います。まず、3-(1)、A3横の1枚ものでございます。これは、今回の基本方針の全体の体系を示したものでございます。内容のダイジェストも1枚にまとめました。資料3-(3)が、基本方針の本文でございます。それら両方を併せて、御説明したいと思います。

まず、A3の資料の左上の部分ですが、ここと本文資料の1ページを併せて御覧いただきたいと思っております。第1章は、「基本方針の策定の経緯と役割」をまとめたものでございます。基本方針策定までの経緯につきましては、これまで県で行ってきた景観形成の策定及び改定、景観形成に関する取組について、それから景観法の制定、景観条例の制定といった県での大きな動きについて、時系列に沿って整理したものでございます。

また、基本方針の位置付けと役割につきましては、A3の資料の左上の部分に図としてお示しました。条例制定前は景観法を基本法とはしましたが、その下にぶら下がる条例ではなく、少し外れたところにある宮城県環境基本条例、宮城県環境基本計画を上位計画として、「新・指針」というものを位置付けておりました。今回、平成21年の景観条例の制定に伴い、条例第10条の規定に基づいてこの基本方針を位置付けるということを明記してございます。

また、これまでの「新・指針」と、この基本方針との関係についてですが、基本方針には、これまで示してきました「新・指針」の内容のうち、基本目標、あるいは基本的な施策に関する事項にかかる部分を抽出して掲載してございます。その基本方針の役割としましては、本文資料2ページ目の図の中で示しておりますとおり、「景観形成に関連する施策を総合的・計画的・広域的に推進する際の基本的な方針」というふうに位置付けてございます。

そうしますと、これまでの「新・指針」はどうなるのかということでございますが、「新・指針」には、今回の基本方針で触れていない事項もまだ残っておりますので、現段階では、しばらくの間、基本方針と「新・指針」は2本立てで運用するというのを考えております。そして、将来的には、「新・指針」の内容を改定する必要が生じたときに、基本方針をより具体的な景観形成に関する方策・手法に昇華する手引きという位置付け、「ガイドライン」のような形でリニューアルするというのも考えております。

本文資料の2ページでは、いまお話したことのほかに、冒頭に御説明しました「新・指針」の内容を基本的には踏襲するというふうなことも、ここにうたってございます。

続く第2章でございますが、第2章では宮城県の景観の現状と課題をまとめました。本文資料の3ページからが、その部分でございます。この章は、「新・指針」の内容をそのまま踏襲してございます。本文資料の3ページでは、景観の現状を「自然的側面」「社会的側面」、4ページに移って「歴史的側面」、その3つの側面から整理してございます。現状とやや問題があるということも書いてございますが、これも「新・指針」からそのまま抜き出したものでございます。5ページには、ハード面に関する課題を「まもる」、「つくる」という視点で、ソフト面に関わる課題を「育てる」という視点から整理した表でございます。これも「新・指針」の内容を、そのまま抜き出したものでございます。この部分が、現状と課題という構成でございます。

続く第3章、これが今回の基本方針の中心になるところでございますが、現状から抽出された課題を解決するための目標を設定する、という章でございます。またA3横版、1枚ものの資料を御覧いただきたいと思っております。このように、体系的に示してみました。基本目標を設定する前提としまして、条例でうたっております条例の目的、その後ろに掲げた基本理念というものを示しております。それらの条例の目的あるいは理念を十分に留意した上で、基本目標を設定する。そして、その目標を具現化するために、基本的な考え方を示す。そういう流れでこの章を構成しました。

条例の目的及び基本理念については、説明を省略したいと思っておりますが、そこから導かれる基本目標は、「まもる」「つくる」「育てる」の3本柱でございます。この3つは、「新・指針」でも掲げた景観形成の目標でございます。ただ、今回の基本方針の中では、この基本目標を達成するとどんないいことがあるかという注釈を新たに追加してみました。

本文資料の7ページを御覧ください。囲みの中に記しました「まもる」「つくる」「育てる」の部分は、「新・指針」をそのまま引っ張ってきたものでございますが、その下に2行ほどの注釈を付けました。「まもる」ことによって、景観資源が豊富になる。「つくる」ことによって、その空間が快適で魅力ある美しい生活の舞台になる。「育てる」ことによって、美しい景観の形成が持続的に支えられる。これらを目標にしたあかつきには、どんなことになるのかということのイメージが湧くように、書き加えてみました。

続く、「美しい景観形成に関する基本的な考え方」の部分でございますが、これも「新・指針」にて設定しておりました「保全」「継承」「創造」「活用」「育成」「醸成」の6つの視点を、そのまま景観形成の基本的な考え方として踏襲しております。

本文資料9ページの部分を御覧ください。ここで基本目標の「まもる」から「保全」と「継承」が、基本目標の「つくる」から「創造」と「活用」、基本目標の「育てる」から「育成」と「醸成」の考え方がそれぞれ導き出されるという関係を、イメージ図で示しております。

続きまして、第4章に移ります。第4章に関しましては、県が景観形成にかかわるときのスタンスというものを、「広域的な景観形成に関する事項」ということでまとめております。これは今後、市町村がより即地的に地域の景観について考えていくときの参考となるように、広域的な観点から宮城県全域の景観をとらえる方法、分類の仕方を示したものでございます。

本文資料の10ページを御覧いただきたいと思っております。10ページは、「景観のとらえ方」とい

うことでまとめております。その 10 ページの一番下の部分に赤い囲みで「参考」として記載しておりますが、「新・指針」におきましても、「景観の認識」というタイトルで 3 行ほどの記述がございます。この「景観の認識」という文章につきましては、「新・指針」のさらに前身である、平成 10 年策定の「景観形成指針」の文章がそのまま「新・指針」にも踏襲されたものでございますが、実は、この「景観形成指針」を「新・指針」に改定するときに開催した「みやぎ景観懇話会」におきまして、委員の先生方から、「景観の認識について、3 行ではあまりにも短すぎるのではないか」という御意見や、「もっと平易な言葉で書かなければわかりにくいのではないか」というふうな御意見を頂戴しておりました。そこで、今回の基本方針策定を機会に、「景観の認識」の部分は景観を考える上での基本的な事項であると考え、少し力を入れて新たに書き起こしたものでございます。

ただ、内容としましては、あまり目新しいことは書いておりませんで、いろんなところで、さまざまな先生方によって言い尽くされていることかもしれません。景観をとらえるということは、ある空間の中にある、目に見えるものが主体であるが、それらの来歴、歴史とか文化、あるいは伝統など、目に見えるものの背景にある情報、さらには音とか匂いという、五感にまつわる情報といったものを合わせて理解することが大切だ、というふうなことを書いております。そして、まもりたい景観、つくりたい景観を考える第一歩として、地域にどのような景観資源があるのかを知ることから始めましょう、というようなことを、この 10 ページではうたってございます。

そこに続く 11 ページの節では、県が広域的に景観をとらえる意義というふうなものをまとめました。ここの文章はちょっと長いので、まとめたものが A 3 の資料の下の段、左端です。「広域的に景観をとらえる意義」というものをまとめております。内容としましては、なぜ県が広域的に景観をとらえる必要があるのかということに関して、県内それぞれの地域で、地域の特性に応じた景観形成を進めるに当たっては、まず広域的な観点から宮城県全体の景観を理解し、その全体の中での自分たちの地域がどういうふうな位置するのかということ念頭に置いて、景観形成を考える。そうすると、地域の個性を表現しつつも、周辺地域の景観とも調和のとれた景観づくりになるのだと。そういうことを、ここでは記しております。つまり、広域的に景観をとらえるということが、地域の景観を考える上での前提、あるいは参考になるのだという考えでございます。

そして、次の節で、宮城県の景観を広域的にとらえる方法として、今回、新たに「景域」と「景観軸」という 2 つの考えを取り入れました。A 3 の資料の下の箱の中でございますが、「景域」に関しましては、自然の地形と土地利用によって特徴づけられるまとまりのある景観の領域、というふうな定義づけました。具体的な内容としましては、これまで「新・指針」にも示してまいりました 4 つの地域分類、「山地景観」「平野景観」「海岸景観」「都市景観」というものがそれに当たるといって、書きぶりにしております。

また、「景観軸」に関しましては、「新・指針」にはなかった分類でございます。河川や道路など、線状あるいは帯状に連続性・方向性を持って、景域に別の景観を付加するような景観のまとまりを、今回、「景観軸」というふうな定義づけました。具体的には、河川・運河、水路など、水の流れを中心として、その周辺の自然や流域の人々の営みと相まった、まとまりのある連続した景観がみられる空間、これを「景観軸」というふうにしました。また、山岳地帯とか田園地帯、

都市の中を走る道路，歴史的な街道というものも含まれますが，そういった道路を中心として，その沿道の土地利用をも含めたまとまりのある連続した景観が見られる空間というものを，「道路軸」というふうにしてまとめております。

本文資料の 12 ページ，13 ページをお開きいただきたいと思います。ここには，いまお話ししました定義に従い，どういった「景域」と「景観軸」があるかということを書いております。先ほどもお話ししましたが，「景域」の 4 分類は，「新・指針」のものをそのまま踏襲しております，それぞれの景域は，さらに細分できるということも考え方は一緒でございます。

13 ページに記載してございます「景観軸」に関しては，今回，個別・具体的に，何々川，何々道路というふうに特定することはしておりません。ここでは，一般的な景観軸の概念と特徴を示すにとどめております。具体的な河川や道路については，もちろん今後，検討していく必要がありますけれども，それは地域の景観を考えるときに，地域ごとにそれぞれの河川，運河とか道路といったものを景観資源として位置付け，その上でその地区ごとの景観形成を検討してもらいたいというふうに考えておまして，ここでは特定せずに，理念的な考え方を示すまでというふうにいたしました。また，13 ページの最後には，いままでお話ししたような景観が複合した景観もある，というようなことを示しております。

本文資料 14 ページ，15 ページは，いまお話しした内容を，図と表でまとめたものでございます。これも内容は「新・指針」のものをほぼ踏襲しております，「景観軸」の「河川軸」と「道路軸」だけを新規に書き加えております。

そして，最後の第 5 章でございます。第 5 章は，第 3 章と第 4 章を受けて，景観形成を進める上でどのような施策を進めていくべきかというふうな，施策にかかわる基本的な事項をまとめたものでございます。A 3 の資料で言いますと，図の一番右端の囲みの部分でございます。本文資料は，16 ページ，17 ページの部分でございます。

先生方のお手元にお配りしております，「新・宮城県景観形成指針」の 49 ページを御覧いただけますでしょうか。49 ページには，「景観形成推進の方策と体制」ということで，(1)から(16)まで，16 個の具体的な施策が書き込まれております。今回，基本方針をまとめるに当たりましては，もちろん「新・指針」を念頭に置いているのですが，個別・具体的な施策をいきなり列挙する前に，第 3 章で設定した 3 つの目標，「まもる」「つくる」「育てる」の視点に沿って，施策展開の基本的な考え方をまずは示そうということで，個別の 16 個の項目をまとめて，考え方を示せないかということで作文しております。

3 つの目標，「まもる」「つくる」「育てる」のうちの，「まもる」ための施策の考え方としましては，まもるべき景観や景観資源というものを明らかにすること。そして，それらを明らかにした上で，景観資源の価値が低下しないような，あるいはその景観資源の価値をさらに向上させるような取組を進めましょう，というようなことを記しております。

「つくる」ための施策に関しては，「まもる」としてのとれた「つくる」ためのルールづくり，あるいはそのルールを適切に運用して，魅力ある景観をつくる取組を進めていきたいと思います，というようなことを記しております。

「育てる」ための施策に関しましては，市町村の担当者をはじめ，ひとりでも多くの県民・事業者が景観づくりの関心を高め，積極的に景観づくりに参加していけるような場の提供を図る，

というようなことを掲げております。

そして、この「まもる」「つくる」「育てる」に相互に関連する施策を「総合的な施策」として、土木分野のみならず、環境保全、商工観光、農林水産及び教育などの関連分野の制度、あるいは関連分野の事業というものと連携を図っていきましょう、というようなことを記しております。

また、これらの施策を実施するための留意事項としまして、景観形成に向けての役割分担の考え方というものを示しました。これも「新・指針」では5ページほど割いて、具体的に記述されております。今回の基本方針では、それぞれの役割分担の基本的な考え方として、簡単にまとめますと、住民が主役であること、事業者の活動は地域の景観に大きな影響を与えることから、地域の景観形成に配慮・貢献するべきであるということ、市町村に対しては、景観行政団体となって中心的な役割を担うべきであること、それから県は、住民・事業者・市町村の景観形成の取組に対して支援・先導を行い、広域的な観点から調整を行うこと、このようなことを、まとめて示しております。

そして、基本方針の一番最後でございます。A3の資料では省略しましたが、本文資料17ページの最後の部分で、この基本方針は、社会経済情勢あるいは景観を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するために必要に応じて見直していくというようなことを明記して結んでおります。

以上が、基本方針（案）の構成と内容についてでございます。よろしく御指導いただきたいと思っております。

○大村議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたことについて、委員の皆様から御意見、御質問等をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○平野委員 細かいことで恐縮ですが、資料3-(3)の2ページ目に「基本方針の位置付けと役割」というのがあるのですが、一番最後のところに「この『基本方針』は、今後、宮城県が景観形成に関連する施策を策定・実施する際の基本的な方針として運用します」と書いてありますが、「景観形成に関連する施策を」という書き方なので、なかなか微妙な表現なんです。景観については、多分県で行われているかなりの施策が関係するのですよね。結果的に関係してしまう人たちや施策も本当は全部巻き込んでいきたいと思っていますので、こういう書き方をしてしまうと、例えば、農業のほ場整備事業は景観に直接関する施策ではありませんから、この基本方針の対象ではないと担当者は思ってしまうのです。でも、ここで言う平野景観にとってはとても重要な、ほ場整備がどう行われるかによって景観が随分変わってしまうという側面がありますので、細かいところで申し訳ないのですが、ここの「景観形成に関連する施策」という書き方をもっと丁寧にさせていただいて、結果的に関わってしまうものも全部ちゃんとこのことを考えてやるうぜというふうに認識を広げていただければと思います。これが1点目です。

それから、13ページに景観軸の話が出ていますが、1点書き加えていただくと良いのかなと思ったのが、道路軸のところ。河川軸もそうなのかもしれませんが、これはずいぶん前に

東京工業大学の中村良夫先生が、「国土認識システムとしての交通路」ということを言っておられます。要は、人間って、交通路を通してしか、その地域や国土を認識できないということで、例えばあまり良い例ではありませんが、長距離トラックの運転手さんがいつも仙台バイパスを走っていて、仙台の街中に行ったことがないという人にとって、仙台の街というのは仙台バイパスの景観なのですよね。もちろん仙台の場合は、幸いテレビや雑誌に定禅寺通の写真がしょっちゅう出てきますので、本当はこんな街なのだなと思いながら長距離トラックの運転をなさっているのではないかと思うのですが、そうじゃない、もう少し小さい街の場合どうなのかと言うと、そのバイパスから見える景色がすべてですよね。外のメディアからも来ないし、友達からも話を聞かないとすると、その人にとって、その地域のイメージというのは、まさにこの道路軸から見える景色がすべてを支配することになりますので、メジャーでどんどん出てくる街は別として、そうでないところは、道路そのもの、道路軸が大事な地域にとってのメディアになっている。道路から見える景色がいい景色だと、ちょっと今度遊びにこようかなという気になるというきっかけにもなるわけですから、道路から地域を認識するんだ、道路から見える景色というのは、地域にとって大変重要だから大事にしなければダメですよというような助言めいた話も加えていただければ良いかなと思いました。

○大村議長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○平野委員 3つめの議題にもなっているようなので、質問なのですが、行政がこのような方針を作られるときに、16 ページですけど、第5章のところで、某霞ヶ関の役所ですと、こういう施策のところを書いたときに、例えば『『まもる』ための施策』というところに、「そのためには、まもるべき景観資源を適切に保存すること、さらには保存した資源の価値が低下しないような、あるいはその価値をさらに向上させるような取り組みを進めていきます。」と書いてありますけど、ここに施策が3つあがっていますよね。それぞれ、言葉尻一つをとらえて、この施策、この施策というふうにはリストアップして展開していく準備があるのか、あるいは基本方針だから、中・長期的宿題として用意しておけばいいやというスタンスなのか、このへんの感覚を教えてくださいたいんですけど。逆に霞ヶ関の某役所ですと、こういうときにすぐ施策展開できないものは、文言から切れということで、やるんですけど。

○事務局（門傳都市計画課長） 基本的には、どういった施策が必要かという考え方をまず明確にして、その上でどういった具体的な施策の展開をやっていこうかと、県庁で関連するところが全部集まって、議論しながら表形式にまとめてみてですね、「欠落しているところはどこだろうか」、「弱いところはどこなのだろうか」という議論をしながら、短期的に取り組めるものと、中・長期的に対応するものというのを仕分けしながら…。当然、予算とかが関連してくるものですから、一概にすぐできるものだけではございませんけれども、そういう考え方で、調整をしながら取組を進めていこうという考えであります。

○平野委員 基本的にはゴリゴリやるつもりはないんですよね。一言一句見ながら、この施策は、

実現できないから、カットだという話はしなくていいんですよ。

○事務局（門傳都市計画課長）はい。その通りです。

○大村議長 はい。ほかにいかがでしょう。

○森山委員 言葉のことなのですが、先ほど平野委員からもありました「景観軸」という、この言葉以外に適切な言葉がないのかというのがちょっと疑問点ですけれど、軸という考え方を広げれば、河川も道路もどこかに軸は存在するのですが、真っ直ぐな河川というのはないので、軸としては非常に無理が出てくるし、道路についても、その地域なり、街を一点から見ると全部見えてしまうという時に道路軸というのが少し入るのですが、道路にしても右に曲がったり左に曲がったりと。特に古い城下町の地割りをまだ持っているところは、そのへんが景観的にももしろかったり、特徴的ですから、そこでどうも「軸」と言うと1本すうっと線が通っているという理解の仕方を私の場合はしてしまいますので、直接ここに使われているような、景観の中の連続性とか、方向性という言葉のほうが、分かりやすいと私は思うのですが、その点、御説明を少しお願いしたいと思います。

○事務局（白崎主任主査）ここでイメージいたしましたのは、直線的というイメージはなく、物に沿ってうねることも含めた、方向性とか連続性というイメージで使っております。ほかに適切な言葉があればそれを採用することも考えたいと思うのですが、他都道府市町村の景観に関する計画書なんかを見ると、割とこのような分類をよく目にしたものでございますので…。

○平野委員 土木でのんびりやっていると「国土軸」などといういかがわしい言葉をよく聞きますので、別にこれでいいのかなというふうに私は思いました。ただ、森山先生がおっしゃったように景観の分野で軸線という話をしますと、どうしてもコンコルド広場のオベリスクから凱旋門の真ん中を突き抜けて新凱旋門まで軸が通っていると、それが軸線だ、景観軸だというような本当に一直線なものを分析的に使うことが多いものですから、若干誤解を生むかなと思うのですが、間違いでもないです。余計な解説を付けると余計ややこしくなるので、このままでいいのかなと私は思いました。

○柴崎委員 今の「景域」と「景観軸」というお話なのですが、要するに景観軸というのはシークエンスですね。見る側の立場に立ってそこからと、見える領域を示している言葉です。しかし、景域のほうは、そうではなくて、もともと持っているその地域の景観ですよ。そうするとニュアンスが、人間側にあるのか、自然側にあるのか、あるいは地域側の特色にあるのか、その点をきちんとしていないと、景観と景域は同軸にはなりにくいんだと思うのです。だから同軸にする、同じような見方をするのであれば、その説明がきちんとないと、たぶん相当混乱してくると思います。だから、あくまでもその持っている景観のいろいろな質に焦点を合わせて軸を使うのか、そうではなくて、人間が見る側に焦点が合っていて、そこから眺められる景観というとらえ方に

なるのか、そこがきちっとしないといけないのではないかなと思います。

○大村議長 はい。どうもありがとうございます。非常に貴重な御意見ですよ。実際、いろいろ景観計画などで使われているので、軸という形でシーケンスをそのまま使っていくところは、結構いっぱいあることは、事実ですよ。日本人はあまり軸線に沿ってとか、シンメトリックにとか言うのが、我々の美学の中では少し低位にあって、厳密でないというか、キャンパスの計画などをしていくと、欧米のものはしっかりしますよね、そのところは。我々の、そのところが非常に緩やかで、日本的感性で「絶対こうゆう」というのではないような造り方をしていることが多いということはあるですね。

○柴崎委員 中学生レベルには、ちょっとなじまないのではないかと。非常に難しい概念ですね。

○森山委員 広域的な景観のとらえ方の中には、景域という言葉でかなり、もう説明がされているのではないかなと逆に思いますね。ですから、景観軸というのもとても大事な考えですし、シーケンスも大事なのですが、ここではないところにこれをもってこられるといいのかなという気がします。一つの景観の構造とか、構成とか。いかがですか。

○大村議長 もうちょっと問題提起をすると、例えばこういう景域で山地景観とか、くくっていますけど、これは、前の指針のときのモデル的な宮城県の地図が何ページかにありましたよね。ダイアグラム。14 ページですね。これに沿っていくとわれわれがいろいろ別の意味で認識しようとすると、河川、例えば阿武隈流域の景観と北上流域の景観というのが違うといったふうに感じますよね。いまここで景域という話をしようとする、この中には、いま言ったようなニュアンスはあまり入っていない。それから、そのちょうど間にある松島丘陵あたりの雰囲気なんか、この中にはなかなか表現されにくい、またはされていない部分もいろいろあって、大きな分け方は指針の時ので間違っていないわけではありますが、もうちょっと突っ込もうとすると、もう一ついろんなものが起きてくると思いますね。景域という意味で言うと、ただ「海岸景観」と言うのではなくて、例えば松島湾の中に見いだせば、松島湾の水辺に島や陸地が点々と見えて、周りが囲まれているような表情になるとか、あるいは、リアス式海岸の中に入っていけば、ある一つのまとまった小さな湾を中心にしながら、まとまった景観と言うか、そういうものが感じられることがありますよね。そういうような部分は景域という言葉に近いかなという感じがするのだけど、そのへんがあまり表現されない部分がありますよね。だから大きく全体をとらえるときには、この指針どおりで良かったけれど、本当に景域として議論していこうとすると何かもうちょっと欲しいなという感じはするんだよね。

○平野委員 僕も気になったのですが、敢えて言わないようにしていたのですが、景域という言葉、いま会長のセッションにあったように、ある認識としてまとまった意味を持っている特定の地域のことを言うことが多くてですね、京都なんかだと、景域と呼ぶにふさわしいエリアがいくらかもあるんですよ。あと松島もそうだと思いますけど。町で言えば「界限」という言葉がありま

すよね、ああいう地域の認識と言うのですかね、「何とか界限」と言ったときに、何となく境界線を持ちながらある一定のエリアを指しますよね。それは利用と認識と風景のまとまりとして、みんながあるセットとして共通の認識を持っているような場合、そういうものを景域と指すことが多いです。専門用語としては、これ、分類があくまでも地理学的な分類ですので、普通に山地景観と言えれば良いのではないかなという気はしています。

もう1点別の件なのですが、この景域、景観軸、12ページや13ページ、それから、10ページ、11ページもそうなのですが、もう少し考えていただきたいのは、この「新・宮城県景観形成指針」ができた後、前後するかもしれませんが、「文化的景観」というのを文化庁が随分言い出しました。やはり、その概念が入っていないといけなかなと思います。文化的景観について、どこが詳しいのか分かりませんが、要は、「見てくれ」でなくて、その風景を作り出しているシステムをちゃんと守っていくことです。例えば、宮城県にも棚田がいくつもあります、「棚田の景観が美しいですね」といっても、実は、それは地元の方々が生業として、山地の農業条件の厳しいところで一生懸命米を作ってきた、そういう歴史と伝統の技術と棚田を維持するシステムがあって初めてその景観ができています。そのシステムごと文化財としてちゃんと考えていかなければならないのではないかなという考えです。

これは重要文化財級のもの、普通の文化財級のものということは、もちろん文化庁で考えていますけど、実はあらゆる景観において歴史的な価値があるという側面があるわけです。そういう文化的景観を作り出すシステムの部分も景観の一部だよと言って位置づけていただいて、もう少し生々しく言いますと、商工観光の連中とか、農業の連中、漁業の連中も上手に、「関係ないわけないんだから一緒にやろうね」というふうに基本方針の仲間にとどんで入ってもらうように頑張っていただければなと思います。

○大村議長 ありがとうございます。ほかにございますか。事務局の方もいろいろな発言の中で言いたいことがあったら、どうぞ挙手をして発言してください。

○森山委員 また、平野委員が言ったことに関してなんですけど、3ページですね、「宮城県の景観の現状と課題」の「宮城県の景観の現状」という中に、「自然的」、「社会的」、「歴史的」とあって、やっぱり何か抜けていると思ったんですけど、「文化的」がここには必要だと思います。そうすると、後のほうでもそれに関する項目が出てくるようになるのではないかなと思います。

○西大立目委員 10ページにある「景観のとらえ方」というのがここにきているのですが、これが、市町村が実施していくための基本になるものであれば、景観をどういうふうにかという意味では、こういう内容がもっと頭にこなければいけないのではないかなという気がします。やはり、私は景観ということがまだまだ認識されていないと思っていて、平野委員がおっしゃったように、あらゆるものの背景にそれを支えてきた人の動きだとか、文化的側面が必ずくっついてきていると思うのですが、そういう意味では本当に街角の商店街だって、そこにこういう点があって、それを支える商いをする人がいて商店街があるわけで、なかなかこの景観というものが特別なものが存在していて、うちの町にはないというふうに考えてしまうのではないかな

と思うのですよね。基本目標の「まもる」「つくる」「育てる」と別れている中の「まもる」には、そういう意味で文化的な側面から自分の町を認識して見出ししていくというのが、まず最初に来ないといけないかなと思います。ですので、景観をどのように考えるのかというのは、もっと最初のほうに持っていったほうが良いのではないかなと思います。宮城県の景観の現状と課題のようなことは、もっと後でも良いのではないかなと思います。

それから、「新・指針」を作った後に、宮城県北部地震が起きましたよね、ああいう天変地異によって、安定的にあると思っていた山や里山が大きな傷を負うという経験を宮城県はしたわけですけども、ああいうことから、私たちがまた景観について考え直す契機を得るということが大いにあると思うのですよね。いま、あれを保存したりする動きが出ていますけれども、そういうことを経験した県として、美しい景観を作るというプラスの方向で考えるだけではなくて、ある意味マイナスの方向でああいう県土の一部が傷つくことによって私たちが精神的に何か傷を負うみたいなことまでを含めた方針というものにしてみてもいいのではないかなと思います。整えてきれいにと言うだけでないと思いますけれども、そのへんもちょっと入れていただければいいかなと思います。

○大村会長 はい。ありがとうございます。

○柴崎委員 いま、西大立目さんがおっしゃったことですが、皆さんがたの御議論いただいたものを県で新しい指針にまとめるというときに、私は一番最初に前文を作ってはどうかと思いますね。それで、これまでの環境法にも若干そういう似たような文言が入っていますけれども、もっとかみ砕いた宮城県型であることと、それから、中学生にもわかるような前文みたいなものを一番前に付けていただく。宮城県の環境基本法の中にも似たような文言が入っているのですが、そういうものをもっと分かりやすい形で前文のような形で入れて、それから本文が始まるという、そういうものだとは非常にいいのかなと思うのですが。事務局の皆さんは文章が達者な人ばかりそろってますから、ぜひそういうことを考えていただいて、その文章見ただけでも読みたいという感じ、「景域という新しい言葉はこういうことなんだ」ということを分かっていただけのような、そういう前文というのはどうかと、私は思ったのですが。

○大村会長 ありがとうございます。西大立目さんが言ったようなことなども含めて最初のほうに持っていく。これはたぶんとても重要なテーマで、景観の計画を作ってそれを実行するのは誰かということになると、これは道路を作る人も実行するし、いろいろな人がやるわけだけど、住んでいる人たち自らがそのことに気が付いて、自分の屋敷の周りを何とかするとか、そういうことをすることによって作られていくということは多いわけだから、やっぱりみんなに分かれるということは、とても大切なことなんだろうと思いますね。そして、それを確かにそうだと、私もやらなければいかんと思わせていくという力が、いまおっしゃったような前文か何かの形でしっかり作られてるといいかもしれませんね。

伊藤委員、ほかに何かございますか。

○伊藤委員 全体的な部分というか、比較的な例でいいますと、素朴な疑問といえますか、この前に作った「新・指針」と今度新たに条例に基づいて作られる基本的な方針と2本立てという話だったかと思うのですが、実際に各市町村がこれを基に今度自分たちの景観を考えていくというときに果たして、どちらも読みながら作っていくという器用なことは難しくないかなということをご心配しております。一つ見ればいっぺんで分かるような、もう少しシンプルなほうが本当は、いいのではないかなというのが素朴な感想です。

あと中身についてですが、「新・指針」と今度の新しいものとでちょっと違うなと思ったのは、先ほどからお話出ている、第4章の広域的な景観というところで、これ自分で読んだときには、どういうことなのかなと思ったのですが、御説明を伺ったら、県の方針ということで広域的な景観形成を図っていくということは理解できたのですが、やはりこの部分というのは西大立目さんがおっしゃったように、県として景観をどのようにとらえていくかという部分も大事なことだと思いますので、広域的なということは中身の話にしても、タイトルとして「景観のとらえ方」ということを挙げて、どういうふうにとらえるかという中で「広域的に」と言えば良いのではないかなというふうに思います。

それはなぜかと言うと、それぞれにこれを基に各地域の個別のものを参考にしてもらおうというお話だったのですが、やはりそういう細かい部分の性質というものがそれぞれ違ってくるというのがあって、やはりそういうのが集まって大事な景観が作られていくという部分などがちょっとぼけてしまうというか、埋もれてしまいはしないかという心配があるので、広域的なもの、そういう細かい部分というのも大事だということが両方盛り込まれているほうが良いかなと考えました。

○大村会長 ありがとうございます。県で作る指針の難しさというのから、出てきているのだろうと思いますけどね。基本的に景観というのは、行政区とは無縁の関係にあって、先ほどの松島湾に船で行ってみれば、松島町だけでなく塩竈のほうの行政区に入っている島だとか、東松島だとか、一望に見えてしまうというようなことがありますから、必ずしも町で景観計画を作ることがベストかどうかというのはなかなか難しいけれど、一応自治体で市民の声をしっかり聞きながら作るという姿勢になっていけば、自治体で作ることになっているわけですよ。その時に行政区を超えてどういうふう景観を作ること自治体が連携をしていくのかとか、何かそういうあたりの話が多分重要なかなという気がしますけどね。

山なんかでも、蔵王山などという、山形の人が見ている蔵王と宮城県の人白石あたりから見ている蔵王は、みんな全然違った姿で、山自体は同じなのだけれど、生活圏から見るとやっぱりまったく違うイメージ、山形に育った人は違うイメージを持っているだろうし、そういうような存在もありますよね。だけど、山そのものをこうしようなどということをやろうとすれば、やっぱり両県の人歩み寄って何かをしなければいけないような部分が出てくるということがあって、なかなか景観をどういうふう切って議論をするかというのは難しい部分が入り込んでいるような気がしますけどね。

さっきの河川なんかもそうですよね、阿武隈なんて言えば宮城県だけの川でなくて、福島の方から流れてくるわけですから、そうしたところから延々とある種の雰囲気を作ってきていると

いう感じがしますよね。たぶん、川の景観だけでなく、層の古い阿武隈山系みたいな南画的な山の景色、ああいうようなものと付かず離れず川が流れてくるなどというような、ある種の阿武隈らしい景色を作っているんだろと思うのですよね。そういう自治体を作る景観計画に対して、もっと広い目で地域の特色を見て、隣の町やなんかと連携をしながら景観を育てていくといったような取組をどう進めるかあたりが、このへんの話なのかなというふうに私は読みましたが。

○事務局（門傳都市計画課長）景域や景観軸のところ、いろいろ御意見をいただきましたけれども、エリアとしてとらえるというところで景域というとらえ方をこれまでしております、ただ、ここに示しておりますような、いわゆる河川沿い、あるいは道路、街道沿いの景観というのも、当然そういった資源として貴重なものがございますので、そういったものも何らかの形でもって、位置付けと言いますか、提案をしたいということで、こういう表現で今回新たに景観軸という中で河川と道路という出し方をしております。これについては、先ほど、もう少し違った出し方があるのではないかと話もあってですね、確かに都市景観の中の街路景観というのもありますので、そこをもうちょっと御意見いただきたいと思って、どのようにまとめたらいいかですね、なかなか、われわれもイメージがまだ付いていないものですから、このへんをさらにもう一度御意見をいただければと思います。

○平野委員 会長がおっしゃったように、私はまずイメージとしては、将来的に宮城県内の多くの自治体が景観行政団体になったとしましょう、まだまだ見てのとおりですが。その時に共通して、「こういうことはお互いに宮城県の財産だから、これは守って欲しいよね」というようなこと、若しくは、これはまだ先の話だと思いますが、宮城県としての景観計画を立てるというつもりになっていただいて、その時に例えば「蔵王が見える市町村は、蔵王山への眺望を大事にしようね」と、「これは宮城の財産だよ」というような、まあこういうイメージはあってもなくても、それはお任せしますが、景観を分類する中で「この分類の景観の中ではこういう要素はすごく大事だから、各市町村で景観計画を作る時は、ぜひこれはみんなで共通で守ろうね」というような、ちょっと大筋のところ、みんなが合意して、市町村が景観計画を作るときに共通に大事にしてもらえるようなところを出していただけると、いいのではないかなと思います。今の基本方針案は、12 ページ、13 ページに特徴しか書いていないので、逆にこういうのは、県として共通して大事にしたいと考えているということを示せば、将来景観計画を作りますかといったときに少し全県に渡る緩めのことか、共通の部分、基本ルールとしての景観計画にも繋がっていくと思いますので、そちらに繋がるような考え方をいただければ、会長がおっしゃったようなまとめ方になるのかなと思いました。

○西大立目委員 私は、景域と景観軸をどうするかはちょっと検討の余地はあると思うのですが、やっぱり大村先生がおっしゃったように市町村の連携を施していくのであれば、具体的に阿武隈川流域で蔵王が見えるところを大事にするとか、具体的に松島湾域をどうするとか、リアス式海岸をどうするとか、北上川流域で連携するとか、ある程度のエリアというか、何かこう、歴史的・文化的に繋がっていたところなんか踏まえながら、エリアを示してあげたほうが、市町村レ

ベルでは連携しやすいのではないかなという気がします。

○大村会長 今のところは非常に抽象的に書いているので、なかなか説明をするのが難しい。だから、先ほど平野委員が言ったように、越権行為になるのかどうか分かりませんが、あるものを具体的にイメージすると、もう少し物事が言いやすくなることは、確かにありますよね。

○平野委員 それこそ基本方針なのだろうと思うんです。蔵王が見えるとか、蔵王を大事にしましょうとか言うのは、基本方針ですよ。ちょっと具体的になっている。

○事務局（門傳都市計画課長） そのへんは、ガイドラインの中で、もう少し詳しく書き込むつもりではいたのですが、基本方針の中である程度エリアが特定、イメージできるような書きぶりにするということであれば、それは可能だと思います。

○大村会長 それは書けますよね。そうでなくて、抽象的に書こうとするから、なかなか聞いていると難しいと思いますよね。結果としては、ここに「複合的な景観」と書いてあるけど、景観というのは、やっぱりいろんな要素が集まって、ある一つのところで意識されるものだから、複合的なんですよ、本当はね。

ほかにどうですか。磯田さん、何かございますか。

○磯田委員 大変難しい言葉がいっぱい並んでおりますので、本当に中学生が分かるのかという思いと、やはり、各市町村でこれを住民に向かってどのようにアピールしていくか、住んでいる人が関わっていかないといけないのではないかと思います。「まもる」「つくる」「育てる」という、この言葉は凄く分かりやすい。そして、今回、「まもる」によってどんなことがありますよという、利益、結果、効果みたいなものを書いていただいておりますので、意欲が湧くのではないかなと思いました。

○大村会長 はい。ありがとうございます。熊谷委員、何かございますか。

○熊谷委員 私も県議会で景観条例の整備に携わってきたのですが、そのときは、自然景観あるいは町並み景観が少しずつではあるけれども崩れかけているのではないかという、そうした一つの議員皆さんの思いをもって、条例の策定に当たってまいりました。ですから、こうしたものを「まもる」、あるいは「つくる」、あるいは「育てる」ということを、まず基本方針の中でうたっていくのであれば、「まもる」ための施策、「つくる」ための施策、あるいは、「育てる」ための施策ということがうたわれておりますけれども、今回の場合、基本方針ということで、非常に抽象的でよろしいんだろうと思います。

このあいだ、私も欠席して申し訳なかったのですが、うちの地元、北上川や登米市を見ていただきましたけれども、例えばスレート屋根をもっと残して欲しいというお話がございましたが、これは基本的にはもう無理なんですね、技術者がもういなくなったし、スレートを造る工場も閉

めてしまったと。そうしたことに對して今後どういふふうに対応していくのかという、市町村の思いがあるんですよ。間違いなくそうしたものを残していきたいという思いはあるのですが、それではいったいどうやってやればいいんだという思いがあります。ですから、指針をまとめて、条例ができて、これから基本方針をまとめて市町村の背中を押していくんだ、何か景観条例、基本方針についていろいろと御理解をいただいて、自治体にもいろいろ施策を打って欲しいというのが、今回の一番の眼目であると、そういうふうに思います。

ただ、地域に住む人にとっては、先ほどの北上川などもそうですけど、実は私の地元の津山は北上と北上川の歴史に常に翻弄されてきた経緯があります。例えば新しい分流堰ができておりますけれども、あのために津山は今後大きな洪水の危険にさらされます。あれは結局、下流域を救うための堰でございます。それから、その前に新北上川というのが、今回来られたところなんですけど、あれも結局、下流域、石巻県域を洪水から守るために新たに作った川でございます。そのために、津山町の皆さんは、全部移転するとか大変な苦勞をなされました。そうした思いがありますから、北上川から見える景観をどうしようなどという意識はまったくございません。まずは、洪水だけ守ってくれという思いがあるのだろうとそういうふうに思います。ですから、そうした地域の皆様方の思いというものをしっかり汲み取ったうえで、こうした方針は立てて欲しいなという思いは常々あります。ただ、地域の人たちも、「待てよ」と、確かにいま環境と併せてこうした景観を守っていくことも我々の責務であろうということは、徐々にではありますが、納得しつつあるんだろうというふうに思います。ですから、そうした感情あるいは思いを少しでも理解をしていただきながら、こうした審議を進めていただければ、私としてはありがたいなと思います。確かに県議会でもそうした思いがいっぱいありました。地域によっては、まったく思いが違うよというのがあるのだけれど、やはり環境と同じで、これもいま守っていかなければ、手遅れになるだろうということは共通認識としてありますので、そのへんをぜひ御理解いただきたいと思います。

○大村会長 はい。ありがとうございます。ほかにこのことにつきまして、御意見ございませんか。たぶん聞き出すと時間があるので、どんどん出てくるような感じがするのですが、ひとまず2番目の議題は、以上で終わりということにいたしまして、もし意見があったら、また事務局のほうに、こんなのはどうだということを言うていただくということにして、3つめの議題に移りたいと思います。3番目は「景観形成に関する施策・事業について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（小玉主任主査） 都市計画課の小玉と申します。よろしく申し上げます。

それでは、次第3の（3）「景観形成に関する施策・事業について」を、御説明いたします。お手元の資料4を御覧いただきたいと思います。

資料4は、ただいま資料3「本県の景観形成に関する基本方針（案）」の中で御説明いたしました3つの基本目標、「まもる」「つくる」「育てる」に基づき、今後、県が取り組んでいく施策や事業のイメージをこの目標に沿って整理したものです。

お配りしました「新・指針」の49ページを御覧いただきたいと思います。49ページは、平成

19年5月に「新・指針」を策定した際に、今後、県が推進していく景観形成施策として、(1)から(16)まで、16の施策・取組を位置付けたものです。

ここで、いったん資料4にお戻りください。これら16の施策取組を、3つの基本目標に基づき分類したものが、左から2番目の「景観形成推進の施策」という欄です。この欄で例えば、「景観法及び現行法制度の活用」というものが一番上にあって、後ろに「新・指針(5)」という記載がありますが、これは「新・指針」49ページの、(1)から(16)までの施策番号と一致しております。実際には、例えば「まもる」と「つくる」という2つの基本目標の内容を含む施策もあるのですが、ここでは便宜上、16の施策を重複のないように分類しております。

また、3つの基本目標に加え、4つ目の項目として「総合的な施策」という項目を設けて、分類を行っております。

続きまして、左から3番目の欄です。「県による景観形成に関する事業の実施状況」について、御説明いたします。最終的に委員の皆様からいろいろ御意見等をいただきたいと思っておりますので、時間の関係上、かなり省略した形での説明とさせていただきたいと思っております。なお、ここに記載している事業は、今年度、平成22年度の県の事業でございまして、事業の目的や内容の一部が景観の保全や形成に関するものも含めて、記載しております。

一番上に、「良好な景観形成への誘導」ということで、「新・指針(5),(6)」とあります。これは、宮城県の景観条例が、22年1月に施行されたということで、事業の実施状況が書いてある形になっています。

2番目といたしまして、「ボランティアによる美化活動の取組事例」ということで、これは土木部の事例です。ここに記載しているとおり、除却サポーターなどが、道路や河川の清掃等、美化活動を行っているという事例でございます。

続いて、先ほど農林関係、文化財関係というお話もありましたので、こちらのほうの県の取組について、若干御説明いたします。農林関係といたしましては、ここに4つの事業を記載しております。はじめの上2つについては、農村地域の美しい景観など、農山村地域の多面的機能を確保するため、交付金を交付するという事業でございます。下の2つは、松島地域の景観形成等において、マツの植生が景観形成上、非常に重要だということから、マツの植栽とか病害虫の防除を行い、保全を図るという事業になっております。

その下、文化財関係と自然景観関係の事業としては、今年度は4つの事業を行っております。取組内容の一部を御紹介いたしますと、文化財関係では石巻市の齋藤氏庭園の保存修理、自然景観の保全に関しては、栗駒山の植生保護等のための施設整備を行っており、具体的には、ここに記載しているとおりでございます。

続きまして、基本目標の2つめとして、「快適で魅力ある景観を『つくる』』という目標がありますが、これに関するものとして分類した施策の実施状況です。「新・指針」の施策(1)から(4)については、景観法の施行など、景観行政を取り巻く状況に対応して、平成10年3月に、一番初めの「宮城県景観形成指針」というものを策定しましたが、その内容を見直し、平成19年5月に「新・指針」を策定しているということでございます。一方、(2)から(4)の「公共施設整備指針」の作成等については、まだ実施に至っていないという状況でございます。

具体的な取組としまして、1ページの最後から2ページの初めにかけて記載しておりますので、

簡単に御紹介いたします。土木関係につきましては、都市計画街路事業などにおいて、景観に配慮した整備を行っております。例えば、塩竈神社前の県道における電線の地中化とか、門前町の街並みに配慮した道路整備を行っているということでございます。

2ページにまいります。先ほど商工関係という話もいただいたのですけれども、2つ事業を行っています。これは事業の一部が該当するというので、直接的に景観と言うわけではないのかもしれませんが、街路灯やサインの整備や改修ですとか、空き店舗が並ぶというのは街並みの形成上どうかという面もありますので、商店街団体等が行う空き店舗の改修とか、そういう各種取組に対する助成を行っているというものでございます。

続いて基本目標の3つめ、「景観形成を支える意識を『育てる』』というものに分類した施策と、4番目の「総合的な施策」の実施状況について、順に御説明したいと思います。

はじめに、「みやぎ市町村景観づくり事業補助金」に関しては、平成20年度に登米市に交付しており、市では現在、この補助金等を活用して景観計画の策定作業を行っております。

2番目、アドバイザーにつきましては、平成19年度に制度を立ち上げたのですが、申請者の負担を少しでも減らしたいという思いから、今年度から、アドバイザーの方の派遣費用を県負担にするという見直しを行っております。

国の助成制度につきましては、東北地方整備局から情報が入り次第、市町村に対して速やかに情報提供を行っております。

「みやぎ・身近な景観百選」の選定から、「景観シンポジウムの開催」につきましては、実施時期をカッコ書きにしております。なお、「みやぎ景観フォーラム」については、本年度は10月19日に東松島市で開催いたします。

4番目の「総合的な施策」につきましては、庁内連絡会議というのを昨年度末に設置し、今後の県の施策展開等について意見交換を行っています。当然、この基本方針（案）についても庁内連絡会議に諮り、意見等をいただいて、その中身を反映させていきたいと考えております。

最後に、資料4の一番右の欄、「今後新たに取り組む県の事業イメージ（案）」ということで、簡単に御説明したいと思います。これにつきましては、まだ内容的にはかなり粗々なのですが、現時点での想定、イメージということでとらえていただければ、有り難いです。

はじめに、「宮城の個性を表徴する景観を『まもる』』施策としましては、景観法に基づく基本計画の策定というものを予定しております。カッコ書きしておりますけれども、景観計画においては、行為の制限に関する事項を規定するというのが法律上必須になっておりますので、景観計画を策定したあかつきには、景観条例の改正も伴うということになります。

なお、施策案の最後に、カッコ書きで「短期的」または「中・長期的」と記載しておりますが、これは、前者については、概ねここ1～2年、後者については、概ね今後3年～5年で実施を目指すという趣旨でございます。

続いて2番目としまして、「快適で魅力ある景観を『つくる』』施策としましては、「公共施設整備指針」の作成や、「公共事業景観審査」の実施を予定しています。これは19年5月に「新・指針」を制定した際に、取り組む施策として位置付けられていたのですが、ここ3年の中では手が着けられなかったもので、これに取り組んでいくということでございます。

続いて、2番目に記載しました景観に関連する国の事業につきましては、現在、国土交通省に

において事業の再編成を行っているところでありまして、補助要件上、活用できる事業があれば活用をしたいと考えております。

3番目としまして、「景観形成を支える意識を『育てる』』という基本目標に伴う施策案ですが、これについては、まだ詳細なイメージは固まっていないのですけれども、「景観行政団体等意見交換会」ですとか、「市町村職員等を対象とした講習会」というものを実施できたらということと考えております。これは、今後、景観行政団体となる意向を持った市町が若干あるのですが、景観計画を策定する際にどういうスケジュールで進めていくのかとか、どういう点の調整に苦労したのかという、その辺の生の声を聞きたいとの要望があったことから、景観行政団体である市町村のほかには有識者等も招いて、意見交換会を行う機会を設けるということでは、どうかと考えております。

景観教育につきましては、これも19年5月に定めた「新・指針」で位置付けられていたのですが、まだまだ具体的に手を着けられていません。これについては、国でホームページやパンフレットを作成しましたので、これを配付し、県内の全市町小中学校に情報提供は行ってはいるのですけれども、今後、県として、具体的な取組について検討を進めていきたいというふうに考えていることとございます。

その下2つ、「景観週間」と「表彰事業」というのがありますが、これにつきましては、条例において、それぞれ条例第12条と第16条で、「景観週間を設ける」、あるいは「表彰を行うよう努めるものとする」という努力規定の形ですが、条例に位置付けられているということで、今回の中では、特に優先的に取り組んでいかなければならないのかなと考えている施策とございます。

最後に「総合的な施策」として、「景観形成ガイドライン」というものを記載しておりますが、これについては、先ほど、資料3の説明の際にもお話し申し上げましたが、今回、「新・指針」の内容を見直す形で基本方針を策定するというところで作業を進めております。その基本方針に基づき、景観形成を進めていく際のより具体的なやり方などを定めたガイドライン、手引きのようなものをイメージとして考えております。

以上、「今後新たに取り組む県の事業イメージ（案）」ということで、時間の短い中で御説明させていただきましたが、これに関して、現在行っている事業については、必要に応じて内容を見直しながら、今後も引き続き行っていく趣旨でございますので、一番右側に書いてある事業だけを今後行っていくわけではありません。左から3番目の、現在取り組んでいる事業も引き続き行っていくという趣旨でございますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。今後の事業案につきましては、内容的にまだかなり粗々なのではございますけれども、以上御説明したとおりでございます。委員の皆様にはいただきました御意見等を参考に、今後より具体的な内容を詰めていきたいと思ひますので、御意見あるいは御助言等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、資料4の説明を終わらせていただきます。

○大村議長 どうもありがとうございます。いまの御説明に対しまして、何か御意見・御質問がございましたら、どうぞ。

○平野委員 最近、県の景観施策というのは、2本柱かなと思ひます。1つは、先ほど議論に

なりました、県としてどういう景観をまもって、育てるのかという議論。それぞれ基本方針をきちんとまもり、景観行政団体になっているところに、ある種の共通ルールの提示をするということ。

もう一つは、例えば、私は平泉町のまちづくりのお手伝いをしている関係で常々感じるんですが、宮城県もたぶん同じような状況だと思いますが、ある町で町ににぎわいを取り戻そうとすると、町中の中心の一番いい道って、大体の場合、県道なんですよ。そうすると、県が土木事業として県道をどうするのかというのが、その町の活性化にとって極めて重要になるケースが非常に多いです。直轄国道が通っているところは、ほとんどないですよ。今は4号線もバイパスができましたので、町中のもともとの道路、もともとの国道は、全部県道になっていると思いますので、町の一番おいしいところは、実は県道事業が握っているんですよ。だから、そこで「一生懸命まちづくり活動をやっていきましょう」と言っても、県のほうが何かしてくれないとどうしようもない。

川についても、たぶん同じだと思います。「町にとって、ここの川はすごくいいよね」、「何とか活用したいね」という話になったときに、そこは県管理だから、町は直接手を出せない。景観計画でも、景観重要公共施設に指定して、管理者と協議の上、景観形成の方針を示すことはできますが、やはり、その土木事業の部分で、県がまちづくりを頑張ろうとしている市町村の支援を、いかにできるかというところがとても大事です。要は、市町村にとってみれば、都市計画部隊の連中がやっているのだけでも、県が一番サポートしなければいけないのは、土木部隊なんです。その部分がとても大事なので、先ほど説明がありました特に2番の項目、「快適で魅力ある景観を『つくる』」というところで、いま申し上げたように、町中の一番いい道、表通りと言うのか、目抜き通りと言っていいのかわかりませんが、そのかなりの部分を県道が占めていますので、そこを整備するとなった場合、予算措置も含めたガイドラインがきちんとあって、例えば拡幅を伴わなくてもグレードの高い舗装ができるようにするとか、町中の大事なところを流れている川についても同じで、「ちょっとお金がかかる整備をしてもいいよ」というような制度化、そういうものが用意されていると、市町村にとってすごくいい支援になるのかなと思います。

やっぱり制度化されていないと、担当者が二の足を踏んでしまうんですよ。「この町にとって大事な場所だから、お金はかかるけどちょっといいものをつくってあげたいな」と思っても、「会計検査で何か言われたらどうしよう」とか、「部長に何か言われたらどうしよう」と、どうしても気にして躊躇してしまう。理想的には専決的に、最初から県の道路整備と県の河川整備の方針として、「町中のこういう場所に該当する場合は、標準的なやり方の1.5倍まで予算を計上してよい」とか、そんなものはなかなか認められないと思いますけれども、そういう制度が本当の意味でまちづくりを支援するものだと思っておりますので、何かそのことを書いていただく。

もう一つ、2点目として、私は土木屋なので、いろいろ申し上げますが、これはどこかの懇談の中でも申し上げたかと思いますが、結局、大事なのは入札制度なんです。これは建築では常識ですけども、土木のデザインを進める上で、下手な建築家を選んでしまったら、いい建物は絶対にできないんですよ。道路や川もそうであって、うまいデザイナーと下手なデザイナーが当然おりまして、下手なデザイナーが価格競争で取ってしまいますと、どんなに町の人が頑張っているものをつくるという熱意があっても、どうしようもない場合がほとんどです。なので、最

近、低価格入札など、いろいろ入札関係の問題が出ていますけれども、景観を頑張らなければというときには、その景観をメインにしたプロポーザルというのを国はちょぼちょぼとやっていますし、この間、岩手県が大々的に、平泉の街路整備で景観を重視したプロポーザルをやってくださいました。そういう入札制度のデザインをきちんとできる人、もちろん、デザイナーが「俺はデザイナーだ」と高圧的にやるのではなくて、地元の人たちと一緒にやれる、そういうデザイナーをちゃんと選んでいくかという、その組織づくりのための入札制度、そういうものも、これからとても重要な課題になってくると思いますので、旗揚げぐらいはしておいていただければと思います。

○大村議長 はい、ありがとうございます。ほかにございますか。

○平野委員 もう一つ。4つ目の「総合的な施策」のところ、総合的なガイドラインの策定は、大事なのですが、実は何年か前、青山俊樹さんが事務次官をやられたときに、「美しい国づくり政策大綱」というのを国土交通省が出しました。その大綱の中に、各部局でここ数年以内にまさにガイドラインをつくるということで、道路も、河川も、港湾も、砂防も、一通り全部、本省レベルのガイドラインができています。なので、ガイドラインを作るときに、そのことについて「行政としてうまく制度ができましたよ」というふうに堅くお考えにならずに、大事なのは、やっぱり実施するほうの制度なんですね。実際に、どのガイドラインも浮いてしまっているのです。

例えば、「すべての県事業は、設計審査の中で、国交省がつくったガイドラインをどのくらいちゃんと守っているか審査しますよ」というだけで、全然違うんです。新たに労力をかけて一生懸命ガイドラインをつくるというよりも、いまあるガイドラインを制度の中いかに組み込むかのほうが、たぶん大事かなと思っています。

もう一つは、皆さんでガイドラインを作る、これは総合的なガイドラインなのでそれでいいんですが、皆さんがガイドラインを作るよりも、直接事業を持っておられる部局に作っていただいたほうが、実効性があるんです。役人ってどうしても縦割りの壁があるので、上から振ってきて「これに従ってやれ」というのは、まず無理ですよ。自分たちで上げて、それを連絡調整会議で「こんなガイドラインでいいのか」というような調整をして、たたき合って作っていくというようなボトムアップ型の作り方をしていただいたほうがいいのかなと思います。

もう一つ、ちょっと戻りますが、3の「景観形成を支える意識を「育てる」」です。この項目については、すでにいろんな自治体で同じような要望が出ていて、確か国交省のまちづくり系の団体があったと思います。そこで毎年、講習会とかもやっているような気がします。それから、学会の大会に行くと、建築学会でも結構まちづくり系の話が増えていますよね。手前味噌ですけども、土木学会でも景観デザイン研究発表会というので、自治体の方も来られて意見交換をしているような会があります。だから、一生懸命に自前で何かを立ち上げるよりも、そういう既存の行事とかに職員を派遣するような制度のほうが手軽だし、早くできる。たぶん、各自治体、景観行政団体になろうと思っている自治体も、困っていると思うんです。例えば、「福岡で学会があるから行ってこい」というのに対して、「予算にそんな余裕はないよ」という感じになってしまっているのです。そういう職員を研修のために派遣する旅費の助成制度とか、既存のイベントを

上手に活用するような施策が、お手軽かなという気がします。

○大村議長 はい、ありがとうございます。ほかにございますか。

この施策が、最初の4つ組になっている目標に応じて出てきているけれども、つながる話がとても大切かなというふうに思います。今はいろんなところでやっていますが、たぶん40年ぐらい前にイギリスで、田舎の草屋根のpubを残す動きが始まって、これは市民団体ぐらいから始まるのだけれど、どんどん草葺きの家がなくなっていったって、行政サイドではその技術者を養成するお手伝いをした。それで、たぶん、何がしかの補助みたいなものがあつたと思いますが、ただ文化財を残すというだけでは残らないわけですよ。それをイギリス人の好きなpubを運営していることにしてやることによって、田舎にドライブインのpubが残っていく。それはイギリスの田園風景、羊や何かがいる牧場のイメージがずっとよく残っていて、最近そういうところにいろんな産業や何か移っていくようになった大きな要素になっていると思うんですよ。

そういう意味で、「まもる」とか「つくる」とか「育てる」とか、それぞれ言っているだけではなくて、そういうのがジョイントして何か一つのプロジェクトになっていくというのが、とても効力を発揮するんじゃないかという気がするんです。大きな目標だと、大き過ぎてなかなか動かないけれども、割に小さなところから動かしていくというやり方が一つあるのではないかなというのを、この表を見て感じました。

ほかにございますか。

○森山委員 「今後新たに取り組む県の事業イメージ(案)」のところなのですが、2つぐらい、県内の景観計画にかかわってみましたけれども、その中で難しかったのが景観の基礎調査です。それぞれの地域で何を大事に守りたいとか、こういうところを変えていきたいというところの洗い出しが、慣れていないとなかなか難しい。あるところでは、東京なり、都市圏のコンサルさんが入ってきて、その地域と違うところでの基準を基に、宮城県内の基本計画を立案しようとするわけですけど、そのときの洗い出し、地域を十分見る時間がないというのが現状だと思いますので、そこでどうも時間がかかったり、何度も同じ作業をしないとイケない。

ですから、景観の基礎調査ということで、ぜひ県のほうで何かアドバイザーなり、拾いきれないくらいのリストアップというか、「特に宮城県ではこういうところ」という、他県とは少し違う調査項目が出てくるといいんですけど…。同じ項目でも優劣を付けて、ここは重きを置いてとか、先ほどの北上川でしたら、「ここでは北上川をもっと調査する」とか、その地域、地域の特徴を拾い上げる基礎調査が非常に大事ではないかなと思いますので、ぜひ、その段階から事業を入れていただきたいと思います。

○大村議長 ありがとうございます。ほかにございましょうか。

○西大立目委員 これは県のレベルの話ではなくなると思うのですが、やはり基礎調査の主役は、住んでいる方たちだと思うんですね。ですから、あらかじめ価値のあるものを、「これを調べなさい」と言って住民に調べさせるのではないやり方というか、自らが歩いて、そこで気付

いていくというようなやり方を、いろいろな町でやっていただけるといいかなと思います。

20年ぐらい前に、仙台市宮城野区というところで地元学という活動が立ち上がって、私、それをお手伝いした経験があるのですが、そこにお住まいの方が、そこに住んでいる方たちのところに話を聞きに行くというやり方で、必ずそこによそ者がちょっと入るんですが、「土の人」という地元の人と、「風の人」と呼ぶよそ者が一緒に地域を2つの視点で歩いていくと、気付き得なかったものに気付いて、そういう中から、「景観的にこれは残したい」とか、「大事にしたい」というものが見つかっていくと思うのですよね。

大村先生がおっしゃったように、一つのやり方だけではたぶん不足で、田んぼや畑のことをやっている農林漁業のセクションの方であるとか、子どもたちを巻き込むのであれば、学校関係の方の協力も必要ですし、それぞれの町に則した形での最初の調査というのをなされていくと、いろいろなものが発見できるのではないかなというふうに思います。

○大村議長 そのこのファシリテートをする人が、やっぱり人材不足なんだよね。コンサルタントからポンと来た人は、ある技術では長けているかもしれないけど、町の人から意見をうまく吸い出したり、ディスカッションしてもらったりするのは、ある種の能力なので。いまのやり方だと、形だけやって資料は厚く積み重なっているけれど、地元の人もその気になっていないし、景観計画をつくるときのネタが飛び出してはこないし、確かにその辺が非常に奇妙な状況になっている。そういう場所で委員会か何かをやらなければいけないという、大変つらい立場にいますね。その辺、確かに大切です。

ほかにいかがでございましょうか。もしございませでしたら、これで終了してよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○大村議長 それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（門傳都市計画課長） ありがとうございます。今の施策に関しましては、来年度予算編成の時期が間もなくですので、庁内連絡会議の中でその辺を十分復命しまして、どこまで予算確保ができるかというのはありますけれども、きちんと繋いでいきたいと思ひますし、しっかり整理もしていきたいと思ひます。

それから、基本方針につきましては、最初のスケジュールの説明の際、説明が抜けておりましたが、来月にパブリックコメントを行う予定にしておりますので、景観のとらえ方でありますとか、関連するといった景観の認識の問題とか、文化的側面の話であるとか、本日いただきましたそういった内容をきちんと踏まえて、基本方針の内容を修正した上でパブコメをかけ、県民からも意見をいただいて、今年度末の審議会の場で最終案を御提示しますので、その際、また御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大村議長 それでは、以上をもちまして議事を終了したいと思ひます。御協力どうもありがとうございました。では、事務局のほうに進行をお返しします。

○司会（橋本総括） 大村会長，ありがとうございました。これにて，本日の予定議事のすべてを終了しましたので，これをもちまして，第3回宮城県景観審議会を終了いたします。

なお，次回，第4回の審議会は，先に御案内のとおり現地調査ということになってございます。開催時期は議会を外して11月の中旬を予定しておりますが，日時につきましては，今後改めて調整させていただきますので，よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時58分 開会